

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：平成30年5月25日（平成30年（独情）諮問第33号）

答申日：平成30年11月7日（平成30年度（独情）答申第41号）

事件名：特定期間に開催された特定学部教授会の議事概要等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、文書1の一部を不開示とし、文書2を保有していないとして不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月24日付け29新大総第70号により、国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）紙媒体に関する部分について

ア 法5条1号該当性について

まず、学生に関する情報について、学生の学籍番号及び氏名を除く部分についても多くの非公開部分があるが、それが公開されたとしても、必ずしも特定の個人が識別され又は識別され得るとは言えない。審査請求人としては、特定の個人が識別され又は識別され得るとされている部分の情報について、黒塗りとなり非公開であるため、その内容について知る由がなく、その個人識別性の程度についての立証は不可能である。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

一方、学生に関する情報以外の部分については、処分庁の職員がそ

の職務の遂行として行った教育指導等に係る情報であり，法5条1号ただし書ハに該当するため，非公開とするのは違法である。

以上の理由から，法5条1号には該当しない。

イ 法5条3号該当性について

仮に，当該部分が公開されたとしても，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとはいえず，非公開決定は違法である。

審査請求人としては，非公開部分について，その内容について知る由がない。

しかし，公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において，公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し，公開可能な部分については，非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から，法5条3号には該当しない。

ウ 法5条4号該当性について

本決定においては，多岐にわたり，法5条4号に該当するとして非公開決定となっている。しかしながら，これら情報が開示されたとしても，それが事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるとは言えない。

審査請求人としては，非公開部分について，その内容について知る由がない。

しかし，公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において，公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し，公開可能な部分については，非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から，法5条4号には該当しない。

エ 法7条該当性について

仮に，法5条に該当するとされる場合であっても，処分庁に多額の税金が投入されているという事実を鑑みれば，その情報の公開は極めて高い公益性を有するのであるから，法7条によって，裁量的に開示決定されるべきである。

(2) 音声データについて

音声記録は不存在を理由として，不開示となっている。

しかしながら，議事録を作成するために，その音声記録を採らないというのは，通常の事務職員の行動からして，不自然であり，信用性に乏しい。文書開示請求により，特定学部A，特定学部Bにおいては，音声記録を取得しているという事実も判明しており，特定学部だけが，音声

記録を取得していないというのは、全く持って不可解である。

仮に、そもそも音声記録が存在しないのではなく、音声記録は取得しているが、それを消去したため、不存在であるとすれば、本件請求の直前に行われた11月分の教授会についても、既に消去したということになり、これもまた、不自然である。

結局、本件請求時点において、実際には、何らかの音声記録が存在している可能性は極めて高い。法人職員のパソコン、ICレコーダーを真摯に調査探索し、残存するデータの取得を行ったとも考えられず、処分庁の開示請求文書の探索が不十分であったという瑕疵があり、いずれにしても、その決定は違法である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

本件に係る開示請求内容は、平成29年4月から11月までに開催された特定学部教授会の議事録、資料及び音声記録である。

これに対し、休会であった平成29年6月分及び平成29年8月分を除く、6か月分の同会議の請求対象文書について特定し、部分開示した。

(1) 審査請求に係る開示決定等

ア 議事録について

本学では議事録を作成していないため議事概要を対象文書として特定し、以下の記載については不開示とした。

(ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。

(イ) 入試関係情報

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

(ウ) 倫理審査関係委員会の委員名等

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

(注：上記(ウ)の記載について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、原処分に係る開示決定通知書に記載されていないことを誤って記載してしまったとのことである。)

(エ) 人事選考情報

法5条4号への人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあるため、不開示とした。

(オ) 法人内部における検討に関する情報

検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とした。

(カ) 発言者氏名

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

(キ) 予算執行組織（役職名等）の情報

当該教員の研究活動への支障があるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

イ 資料について

上記アと同様の不開示事項に該当するものについて、不開示とした。

ウ 音声記録について

音声記録は、存在しないため不開示とした。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

(上記第2の2と同様の内容であるので記載省略)

(3) 審査請求の理由に対する本学の意見

ア 紙媒体に関する部分について

(ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

特定の個人を識別することができる記載とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなるものである。このことから、本学教職員以外の個人情報及び本学教職員の氏名等で開示することにより学生が識別される情報については、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから不開示とした。

(イ) 法人内部における検討に関する記載

法人内部における検討については、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、大学の自治を阻害されるおそれがあるため、法5条3号に該当し不開示とした。本学において、不開示の決定にあたっては、法の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

なお、当該情報を開示することで、本学の経営上の正当な利益を害されるおそれがあり、法5条4号トにも該当することから、不開

示と判断したことは適法である。

(ウ) 入試関係情報，人事選考情報，発言者氏名等に関する記載

入試関係情報，人事選考情報，発言者氏名等に関する記載については，事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号に該当し不開示としている。本学において，不開示の決定にあたっては，法の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

(エ) 法7条の公益上の理由による裁量的開示

本件において，法5条各号により不開示とした情報は，個人情報，大学における審議事項や議論の内容等である。本学では，当該内容を公にしてまでも上回る公益上の必要性はないと判断する。

イ 音声データについて

特定学部では，教授会議事概要を作成するにあたり，音声記録を採っていないため，不開示とした。

(上記ア(ア)ないし(ウ)の判断に係る該当文書の一覧は，別表の2欄及び3欄のとおり)

以上のことから，平成29年4月から11月までに開催された特定学部教授会の議事録，資料及び音声記録について，原処分は，維持すべきであると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 第5回教授会資料「新潟大学TOEIC Pテスト成績による単位認定について」及び「平成29年度新潟大学TOEIC Pテスト結果」について

当該部分は，新潟大学1年生を対象としたTOEIC Pテストの成績の分布に係る情報であり，当該部分を公にした場合，学部ごとの平均点及び単位認定基準に達した学生の人数・割合等が明らかとなり，当該成績のみをもって新潟大学学生への先入観を持たれることにより，今後の学生の就職活動等に影響を及ぼす可能性があり，新潟大学の就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

(2) 第6回教授会資料「平成30年度新潟大学入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等」について

当該部分は，平成30年度新潟大学入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等のうち出願期間・出願方法，選抜方法等，合格発表日，入学手続期間及び受験科目等であり，原処分時点において募集（公表）は行っていない。また，一般入試については，原処分時点において出願期間中である。

当該部分は，欠員が生じた場合の具体的な選抜方法等であり，一般入試の出願期間中であることも併せ考えると，これらを公にした場合，今

後、当該学部の受験を考えている学生等が、欠員募集が行われることを視野に入れつつ受験対策を行う可能性があり、受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号ハの不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年9月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月16日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年11月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1については、その一部を法5条1号、3号並びに4号及び同号へに該当するとし、文書2についてはこれを保有していないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、文書1の全部の開示を求めるとともに、文書2は保有しているとして、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、文書1の不開示理由に法5条4号柱書き、ハ及びトを追加した上で、原処分は妥当であるとしていることから、以下、文書1の見分結果を踏まえ、文書1の不開示部分の不開示情報該当性及び文書2の保有の有無について検討する。

2 文書1の不開示部分の不開示情報該当性について

文書1の不開示部分は、別表の1欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分7である。

(1) 不開示部分1について

ア 不開示部分1は、個人に係る情報であり、①学生の休学に係る情報及び②特定学部教育サポーターズメンバー候補者に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 上記①は、学生の氏名、学籍番号、学年、休学年月日、休学の理由及び指導教員等であることが認められる。

(イ) 上記①は、学生の氏名とともに記載されていることから、一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、学生の氏名、学籍番号及び学年は、個人識別部分であると認められることから部分開示の余地はなく、休学年月日、休学の理由及び指導教員等については、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該学生の休学に係る機微な情報が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記①は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②について

(ア) 上記②は、特定学部教育サポーターズメンバーとしての講師候補者の氏名、所属機関・役職、プロフィール、活動内容及び推薦理由等であることが認められる。

(イ) 上記②は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該候補者の公表慣行について、改めて確認させたところ、第6回特定学部教授会の資料3-2の1枚目の下段の者の氏名、所属機関・役職、プロフィール及び活動内容、同資料の2枚目の上段の者の氏名、所属機関・役職及びプロフィール、下段の者の氏名、所属機関・役職、プロフィール及び活動内容並びに同教授会の資料7の上から14行目の左から1人目ないし3人目の氏名等部分については、新潟大学特定学部ウェブ上で公表していることから公表慣行があり、これらの情報を除く部分については公表慣行がないとのことである。

そうすると、諮問庁が上記により公表慣行があると説明する部分は、法5条1号ただし書イに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示すべきである。

他方、諮問庁が上記により公表慣行がないと説明する部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名、所属機関・役職及びプロフィールは、一体として個人識別部分であると認められるから部分開示の余地はなく、活動内容及び推薦理由等については、当該個人の所属機関関係者や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該個人が講師候補として選考中であるという機微な情報が明らかとなつて、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できな

い。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 不開示部分2について

ア 不開示部分2は、個人に係る情報であり、①新潟大学TOEIC Pテスト成績による単位認定に係る情報及び②奨学生の推薦に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 当該部分は、原処分において、法5条1号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

当該部分は、新潟大学1年生を対象としたTOEIC Pテストの成績の分布に係る情報であり、当該部分を公にした場合、学部ごとの平均点及び単位認定基準に達した学生の人数・割合等が明らかとなり、当該成績のみをもって新潟大学学生への先入観を持たれることにより、今後の学生の就職活動等に影響を及ぼす可能性があり、新潟大学の就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 当該部分は、新潟大学1年生を対象としたTOEIC Pテストの成績の分布に係る情報のうち平均点、リスニング・リーディング別平均点、特定点以上の人数・割合等であることが認められる。

b 当該部分には、上記テストの詳細な成績結果等の記載が認められるので、当該部分を公にした場合、学部ごとの平均点及び単位認定基準に達した学生の人数・割合等が明らかとなり、当該成績のみをもって新潟大学学生への先入観を持たれることにより、今後の学生の就職活動等に影響を及ぼす可能性があり、新潟大学の就職支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記①は法5条4号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記②は、奨学生として推薦された学生の所属課程名及び出身地であり、当該学生の成績や推薦理由等は開示している。当該部分に

は、学生の氏名の記載はないものの、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者であれば、当該学生を特定することは可能であるので、これが公になった場合、これらの者に他人に知られたいくない当該学生の成績や推薦理由等が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記②は、奨学生として推薦された学生の所属課程名及び出身地であることが認められる。また、当該学生の成績や推薦理由等が既に開示されていることが認められる。

b 上記②は、学生の氏名は記載されていないものの、当該学生の所属課程名及び出身地が記載されているので、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者であれば当該学生を特定することは可能であると考えられるので、これが公になった場合、これらの者に他人に知られたいくない当該学生の成績や推薦理由等が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

そうすると、上記②は、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、上記②は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 不開示部分3について

ア 不開示部分3は、入試に係る情報であり、①入試の検討に係る情報、②入試の合否判定会議等の日程に係る情報、③推薦入試の実施体制と評価基準等に係る情報、④欠員補充第2次募集の選抜方法等に係る情報、⑤入試ミスの防止に係る情報及び⑥個別学力検査答案の採点場所及び採点時間に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記①は、公となっていない入試の検討に係る情報であり、これを公にした場合、入試実施に係る内部情報が推測され、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行い、今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなるので、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記①は、入試実施に係る内部の検討情報であることが認められるので、これを公にした場合、入試実施に係る内部情報が推測され、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行い、今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなるので、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記①は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は公になっていない合否判定会議等の日時部分であり、これを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記②は、入学試験における合否判定会議等の日時部分であり、入学試験の合否判定に係る機微な情報であると認められるので、これを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記②は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 上記③について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記③は、面接委員の人数、面接室の数、面接時間、1室あたりの面接回数、面接配点内訳、面接の評価方法、質問項目と配点及び推薦入試の懸念事項等に係る情報であり、いずれも公になっていない。

これらの情報を公にした場合、公となっていない質問事項や配点内訳など今後受験する学生に知られたくない入試に係る機微な情報が知られてしまい、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記③は、面接委員の人数、面接室の数、面接時間、1室あた

りの面接回数，面接配点内訳，面接の評価方法，質問項目と配点及び推薦入試の懸念事項等であることが認められる。

- b 上記③は，入学試験の実施に係る詳細な内部情報であると認められるので，これらの情報を公にした場合，公となっていない質問事項や配点内訳など今後受験する学生に知られたくない入試に係る機微な情報が知られてしまい，入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって，上記③は法5条4号ハに該当し，不開示としたことは妥当である。

オ 上記④について

- (ア) 上記④は，原処分において，法5条3号に該当するとして不開示とされているところ，諮問庁は，補充理由説明書において，当該部分の不開示理由等について，以下のとおり説明する。

当該部分は，平成30年度新潟大学入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等のうち出願期間・出願方法，選抜方法等，合格発表日，入学手続期間及び受験科目等であり，原処分時点において募集（公募）は行っていない。また，一般入試については，原処分時点において出願期間中である。

当該部分は，欠員が生じた場合の具体的な選抜方法等であり，一般入試が出願期間中であることも併せ考えると，これらを公にした場合，今後，当該学部の受験を考えている学生等が，欠員募集が行われることを視野に入れつつ受験対策を行う可能性があり，受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり，適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号ハの不開示理由を追加する。

- (イ) 以下，上記諮問庁の説明も踏まえ，検討する。

- a 上記④は，平成30年度新潟大学入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等のうち出願期間・出願方法，選抜方法等，合格発表日，入学手続期間及び受験科目等であることが認められる。
- b 上記④は，欠員が生じた場合の具体的な選抜方法等であると認められるので，原処分時点において，当該募集が行われておらず，一般入試については，出願期間中であるとの諮問庁の説明も併せ考えると，これらを公にした場合，今後，当該学部の受験を考えている学生等が，欠員募集が行われることを視野に入れつつ受験対策を行う可能性について否定できず，その結果，受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなり，適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって，上記④は法5条4号ハに該当し，同条3号及び4

号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

カ 上記⑤について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記⑤は入試ミスの防止に係る内部情報であり、これを公にした場合、今後受験する学生等に知られたくない入試に係る内部情報が知られてしまい、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記⑤は、入試ミスの防止に係る内部情報であることが認められる。

b そうすると、これを公にした場合、今後受験する学生等に知られたくない入試に係る内部情報が知られてしまい、入試業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記⑤は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

キ 上記⑥について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記⑥は公になっていない入学試験の答案の採点場所及び日時部分であり、これを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記⑥は、入学試験の答案の採点場所及び日時部分であり、入学試験の採点に係る機微な情報であると認められるので、これを公にした場合、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記⑥は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 不開示部分4について

ア 当該部分は、①入試・高大接続・広報委員会、②入学試験委員会及び③入学試験実施委員会の委員の氏名等であることが認められる。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等

について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記①は、特定学部における入試運営、入試制度及び入試広報に関する事項を審議するための委員会である入試・高大接続・広報委員会委員の氏名・職名等であり、上記②は、新潟大学における入学者選抜の基本的事項及び実施に関する重要事項等を審議するための委員会である入学試験委員会委員の氏名・職名等であり、上記③は、新潟大学の入学者の選抜方法、入学試験の運営等を審議するための委員会である入学試験実施委員会委員の氏名・職名等であり、いずれの委員の氏名も公表慣行はない。

当該部分を公にした場合、入学試験に係る機密情報を知り得る立場である当該委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、入学試験業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 上記①は入試・高大接続・広報委員会、上記②は入学試験委員会、上記③は入学試験実施委員会の各委員の氏名・職名等であることが認められる。

(イ) 上記①ないし③の各委員会の委員は、入学試験に係る機密情報を知り得る立場であると認められるので、当該部分を公にした場合、当該委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、入学試験業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記①ないし③は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 不開示部分5について

ア 当該部分は、人事選考情報であり、①教員選考結果に係る情報及び②教員定員の配置要求に係る情報であることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記①は、教員人事について、学系（教員の所属組織）運営委員会において審議した結果及び今後、上位の会議体に諮ることについて報告するものであり、上記②は、教員人事のための教員所属組織が定員配置の発議（教員定員の要求）を行うものであり、不開示部分はいずれも、当該人事に係る職名部分である。

いずれも選考中の公になっていない人事管理情報であるので、当該人事管理情報が外部に知られると、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがある。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 上記①及び②は、教員人事に係る職名部分であることが認められる。

(イ) 上記①及び②は、公になっていない人事管理情報であると認められるので、これを公にした場合、当該人事管理情報が外部に知られると、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記①及び②は法5条4号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 不開示部分6について

ア 当該部分は、法人内部における検討に関する情報であり、①高大接続改革に係る情報及び②入試改革に係る情報であることが認められる。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

上記①は、高大接続改革（高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革）に係る新潟大学の対応方針（案）及び今後の検討スケジュール部分であり、上記②は、新潟大学特定学部の今後の入試体系に係る検討中の情報である。

いずれも審議中の未成熟な情報であるので、公にした場合、関係者の誤解を招き、新潟大学内における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 上記①は、高大接続改革に係る新潟大学の対応方針及び今後の検討スケジュール案部分であり、上記②は、新潟大学特定学部の今後の入試体系に係る検討中の情報であることが認められる。

(イ) 上記①及び②は、いずれも審議中の情報であると認められるので、これらを公にした場合、関係者の誤解を招き、新潟大学内における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記①及び②は法5条3号に該当し、同条4号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(7) 不開示部分7について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、学部等の予算に基づいた各教員への予算配分案に係る情報であり、教員の氏名及び金額等を不開示としている。

当該部分は、一般に他大学においても内部情報として秘匿されているものであるため、これらを公にした場合、他大学に知られたくない

特定学部各教員に割り当てられる予算状況が明らかとなり、他大学が当該予算状況を参考に引き抜きなどの人事戦略の展開を検討することなども可能となるので、特定学部の組織運営に係る業務における適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 当該部分は、定常的教育研究経費2017年度予算配分案のうち (i) 収入及び(ii) 支出の根拠部分であり、(i) には、①教員あたり経費に係る単価・人数・人数の内訳及び②科研申請(科学研究費補助金の申請)に係る単価・人数が記載され、(ii) には、①教員経費に係る単価・人数・人数の内訳等、②科研申請に係る単価・人数及び③学生当たり経費の配分案のうち特定学部担当教員の単価・人数が記載されていることが認められる。

(イ) 当該部分のうち上記(ii)の③を除く部分は、特定学部の各教員に配分される予算案に係る機微な情報であることが認められるので、これらを公にした場合、他大学に知られたくない特定学部各教員に割り当てられる予算状況が明らかとなり、他大学が当該予算状況を参考に引き抜きなどの人事戦略の展開を検討することなども可能となるので、特定学部の組織運営に係る業務における適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(ウ) しかしながら、上記(ii)の③は、他の開示部分から容易に推認できる情報であるので、公にすることにより、特定学部の組織運営に係る業務における適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当せず、開示すべきである。

3 文書2の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書2の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 担当職員は、音声記録を採らずに教授会の議事概要を作成しているため、文書2は保有していない。

なお、審査請求人は、議事概要を作成するために、その音声記録を採らないというのは、通常の事務職員の行動からして、不自然であり、信用性に乏しい旨主張しているが、新潟大学事務職員による議事概要の作成手法は、個々の事務職員の判断に委ねられているので、必ずしも議事概要作成の際に音声記録を採るものではない。

イ 念のため、担当職員の所属する担当部署を探索したが、文書2は確認できなかった。

ウ したがって、文書2は保有していない。

(2) 上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないことから、新潟大学において文書2を保有していると認めることはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、上記2において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、文書1につき、その一部を法5条1号、3号、4号及び同号へに該当するとして不開示とし、文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、文書1につき、諮問庁が不開示とされた部分は同条1号、3号、4号並びに同号柱書き、ハ、ヘ及びトに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号並びに4号柱書き、ハ及びヘに該当すると認められるので、同号トについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号及び4号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであり、また、文書2につき、これを保有していないとして不開示としたことについては、新潟大学において文書2を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

文書1 平成29年4月から11月までに開催された特定学部教授会の議事
概要及び資料

文書2 平成29年4月から11月までに開催された特定学部教授会の音声
記録

別表

1 不開示部分	2 諮問庁が不開示とする理由（理由説明書）	3 不開示理由（法5条）	4 開示すべき部分	
不開示部分1	<p>個人に係る情報（法5条1号本文前段情報）</p> <p>①学生の休学に係る情報</p> <p>②特定学部教育サポーターズメンバー候補者に係る情報</p>	<p>① 在籍番号及び氏名は個人を識別することのできる情報であり，学年，休学年月日，事由及び指導教員は，他者に知られると本人に不利益となる情報であって，在籍番号及び氏名を不開示にしても，記載された学生数が各学年とも少人数であるため，通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても，一部の者には個人を特定されることが可能であるので，「特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>② 個人に関する情報であるため，法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり，同号ただし書きイからハまでに</p>	1号	② 第6回特定学部教授会の資料3-2の1枚目の下段の者の氏名，所属機関・役職，プロフィール及び活動内容，同資料の2枚目の上段の者の氏名，所属機関・役職及びプロフィール，下段の者の氏名，所属機関・役職，プロフィール及び活動内容並びに同教授会の資

		掲げる情報に該当しないことから、不開示とする。		料7の上から14行目の左から1人目ないし3人目の氏名等部分
不開示部分2	<p>個人に係る情報（法5条1号本文後段情報）</p> <p>①新潟大学TOEICIPテスト成績による単位認定に係る情報</p> <p>②奨学生の推薦に係る情報</p>	<p>① スコア区分は他者に知られると本人に不利益となる情報であって、通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には個人を特定されることが可能であるので、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。</p> <p>② 奨学金推薦要件に係る日本語能力試験の成績の記載があり、他者に知られると本人に不利益となる情報であって、在籍番号及び氏名を不開示にしても、対象となる学生数が少人数であるため、通常入手しうる情報によって個人を識別できないとしても、一部の者には</p>	1号 ①は補充理由説明書において4号柱書きを追加	

		個人を特定されることが可能であるため、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（法5条1号）」に該当する。		
不 開 示 部 分 3	<p>入試関係情報</p> <p>①入試の検討に係る情報</p> <p>②入試の合否判定会議等の日程に係る情報</p> <p>③推薦入試の実施体制と評価基準等に係る情報</p> <p>④欠員補充第2次募集の選抜方法等に係る情報</p> <p>⑤入試ミスの防止に係る情報</p> <p>⑥個別学力検査答案の採点場所及び採点時間に係る情報</p>	<p>① 特定学部入試委員の氏名，入学者選抜試験に係る検討事項を公にすることは，入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p> <p>② 平成30年度特定学部入学試験の合否判定に係る会議日程を公にすることは，入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p>	<p>①，②，③，⑤及び⑥</p> <p>4号</p> <p>④</p> <p>3号</p> <p>④は理由説明書において4号トを追加，補充理由説明書において同号ハを追加</p>	

		<p>③（169頁及び170頁） 平成30年度推薦入試の実施体制，面接試験質問事項及び評価基準を公にすることは，入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p> <p>③（190頁） 平成30年度推薦入試の配点に係る検討事項を公にすることは，入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p> <p>④（171頁及び172頁） 平成30年度特定学部入学者選抜試験欠員補充第2次募集の選抜方法等（出願等日程，受験を要する教科・科</p>		
--	--	---	--	--

		<p>目・配点) (公表していない事項) は検討段階における不確定なものであり, 公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため, 法5条3号に該当することから, 不開示とする。</p> <p>④ (190頁) 平成30年度入試欠員補充第2次募集の選抜方法に係る昨年度からの変更点 (公表していない事項) は検討段階における不確定なものであり, 公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため, 法5条3号に該当することから, 不開示とする。</p> <p>⑤ 該当部局名に関する内部情報を公にすることで, 事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため, 法5条4号その他当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから, 不開示とする。</p> <p>⑥ 平成30年度個別学力</p>		
--	--	--	--	--

		<p>検査答案の採点場所及び採点日時を公にすることは、入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p>		
不開示部分4	<p>各委員会委員の氏名 ①入試・高大接続・広報委員会 ②入学試験委員会 ③入学試験実施委員会</p>	<p>①及び② 特定学部入試委員の氏名を公にすることは、入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とする。</p> <p>③ 入試実施委員会委員の氏名を公にすることは、入学試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開</p>	4号	

		示とする。		
不 開 示 部 分 5	人事選考情報 ①教員選考結果に係 る情報 ②教員定員の配置要 求に係る情報	教員選考結果のうち採 用予定者の職名及び教 員定員配置要求のうち 配置要求に係る職名を 公にすることは、公正 かつ円滑な人事の確保 に支障をきたすおそれ があり、法5条4号へ に該当することから、 不開示とする。	4号へ	
不 開 示 部 分 6	法人内部における検 討に関する情報 ①高大接続改革に係 る情報 ②入試改革に係る情 報	① 高大接続改革に係る本 学の検討スケジュール (案)は、検討段階に おける不確定なもので あり、公にすることで 不当な誤解を生じさせ るおそれがあるため、 法5条3号に該当する ことから、不開示とす る。平成32年度以降 の国立大学入学者選抜 制度の基本方針(暫定 案)に対する新潟大学 の対応方針(案)は、 検討段階における不確 定なものであり、公に することで不当な誤解 を生じさせるおそれ があるため。法5条3号 に該当することから、 不開示とする。 ② 特定学部における入試 制度改革案は、検討段 階における不確定なも	3号 理由説明 書におい て4号ト を追加	

		<p>のであり，公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため。法5条3号に該当することから，不開示とする。</p>		
<p>不開示部分7</p>	<p>定常的教育研究経費 2017年度予算配 分案に係る情報</p>	<p>予算執行組織の情報（教員氏名，積算単価，該当人数）を公にすることにより，当該教員の研究活動等への支障があるため，法5条4号その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから，不開示とする。</p>	<p>4号</p>	<p>支出欄の 学生当たり 経費の 配分案の うち特定 学部担当 教員の単 価・人数 部分（9 4頁）</p>